

業務委託契約書(案)

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(委託事業の内容)

第1条 甲は、令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業(以下「委託事業」という。)を別添「令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を支払う。ただし、第10条に規定する実績報告書による収支決算の支出合計額がこの額を下回る場合は、収支決算の支出合計額を支払う。

(委託の期間)

第3条 乙は、この契約締結の日から令和2年1月31日までの間に委託事業を行うものとする。

(契約保証金)

第4条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画の変更)

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、委託料の額に変更がない場合については、この限りでない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託事業を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託事業の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第2項に規定する検査終了後、甲に対して、委託料精算払請求書(様式第4号)により委託料の支払いを請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(部分払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料を部分払することができる。

2 乙は、部分払を受けようとするときは、委託料部分払請求書(様式第5号)により、請求するものとする。

3 甲は、委託事業の実績を確認のうえ、適当であると認めるときは、委託料部分払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(代理受領の禁止)

第13条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 乙の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められたとき。

イ 乙の経営に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 乙の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 乙の役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 乙の役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業に係る帳簿及び証拠書類等の関係書類を整備し、当該書類を委託した業務が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託事業の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

松山市北持田町132番地

甲 愛媛県中予地方局
局長 尾崎 幸朗

住 所

乙 団体名
代表者職氏名

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務仕様書

1 委託業務名称

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から、令和2年1月31日（金）までとする。

3 事業の目的

この事業は、中予地域に数多く居住している外国人留学生が日本人とは違った視点で地域の魅力を発見して、自らリピーターになるとともに、母国に向けても発信する大きな可能性を有していることに着目し、留学生を対象にスローサイクリングを開催し、サイクリングの楽しさを体験する機会を創出するとともに、留学生目線による新たなスポットや課題を発掘することにより、サイクリングの裾野拡大と中予地域の情報発信を図り、地域活性化に資することを目的とする。

4 募集する企画提案の内容

(1) スポーツサイクル体験教室の企画・実施

参加者が安全にサイクリングを楽しめるようスポーツサイクルの試乗や日本における自転車マナーの学習後、短いコースでのサイクリングを企画・実施する。

(2) スローサイクリングの企画・実施

中予地方局が別途実施する「私の中予サイクリングお勧めスポット」募集事業により応募のあったサイクリングで巡るお勧めスポット等を参考に、サイクリングコースを選定し、スローサイクリングを企画・実施する。

実施の際には、留学生がサイクリングを楽しむとともに、外国人目線での中予の魅力や課題の発掘、魅力発信に繋げる。

(3) 中予の魅力・課題等検証会議（意見交換会）の協力

次のとおり、スポーツサイクル体験教室及びスローサイクリングに参加した留学生等に参加してもらおう当該会議へ、ファシリテーター（謝金は別途支払い）として協力可能かどうか、企画提案書に記載すること。

【会議の概要（予定）】

- ・日 時 11月17日（日）16時15分～17時15分
- ・場 所 愛媛県指定の場所とする。（松山市内）
- ・参加人数 20名程度
- ・内 容 スローサイクリングを通じて発掘した中予の魅力や課題等についての意見交換を行い、新たな魅力や課題を把握する。
- ・そ の 他 ファシリテーターは、サイクリング等の写真を基に、留学生から意見を引出し、行政等他の参加者を交えて意見交換を行うとともに、会議の進行等を行う。（謝金：1時間6,000円）

5 事業共通事項

○実施日：11月16日（土）、17日（日）の間で、上記4（1）と4（2）を各1回開催する。

実施日については、天候をみて愛媛県と協議のうえ決定する。

なお、雨天が続く等やむを得ない事情がある場合には、別途、愛媛県と協議のうえ、実施方法を決定するものとする。

4（2）のスローサイクリングは午後4時終了とする。

○実施場所：中予地域の6市町（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）を本事業の範囲とする。

出発地及び到着地は、愛媛県指定の場所とする。（松山市内）

○参加者：留学生5名と日本人1名からなるグループ×3グループ＝18名とする。（愛媛県中予地方局が募集・調整）

○自転車：参加者用のクロスバイク、ヘルメットを準備する。

愛媛県中予地方局長 様

住 所

団体名

代表者職氏名

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業計画書
令和 年 月 日付けで契約を締結した令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業について、委託契約書第7条の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

- 1 事業の実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 2 実施計画書 別紙1のとおり
- 3 収支予算書 別紙2のとおり
- 4 その他

別紙1（様式第1号関係）

実 施 計 画 書

1 業務の内容

2 業務のスケジュール等

別紙2 (様式第1号関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

| 区 分 | 予算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

(単位：円)

| 区 分 | 予算額 | 内 訳 |
|--------------|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 小 計 | | |
| 消費税及び地方消費税の額 | | |
| 合 計 | | |

(注) 内訳欄には、経費の内容と積算根拠を記載すること。

愛媛県中予地方局長 様

住 所

団体名

代表者職氏名

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業変更計画書
令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき変更計画書を提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるように記載のこと。）
- 3 その他

愛媛県中予地方局長 様

住 所

団体名

代表者職氏名

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり実施報告書を提出します。

記

1 実施報告書 別紙1のとおり

2 収支決算書 別紙2のとおり

3 その他

別紙1（様式第3号関係）

実 施 報 告 書

1 事業の実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 業務の内容

3 業務のスケジュール等

別紙2（様式第3号関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

| 区 分 | 決算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 区 分 | 決算額 | 内 訳 |
|--------------|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 小 計 | | |
| 消費税及び地方消費税の額 | | |
| 合 計 | | |

（注）内訳欄には、経費の内容と積算根拠を記載すること。

様式第 4 号 (第 11 条関係)

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

住 所

団体名

代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業に係る委託料について、委託契約書第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

(内訳) 委 託 料 金 円也

部分払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

様式第 5 号（第 12 条関係）

令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業委託料部分払請求書

令和 年 月 日

愛媛県中予地方局長 様

住 所

団体名

代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和元年度外国人留学生サイクリング普及促進事業に係る委託料について、委託契約書第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | | | |
|------------|----|--|----|
| 一金 | 円也 | | |
| (内訳) 委 託 料 | 金 | | 円也 |
| 部分払受領済額 | 金 | | 円也 |
| 今回請求額 | 金 | | 円也 |
| 残 額 | 金 | | 円也 |

(注) 部分払を必要とする理由書を添付すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、みだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関し知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 乙が、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、乙の行為とみなす。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従う。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙が自ら収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかにかつ確実に廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従う。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。